

国民健康保険への財政支援拡充の確実な実行を求める要請

平成 28 年 12 月 9 日

財務大臣 麻生 太郎様
総務大臣 高市 早苗様
厚生労働大臣 塩崎 恭久様

全国知事会長 京都府知事 山田 啓二
全国知事会社会保障常任委員長 栃木県知事 福田 富一

国民健康保険は、社会保障及び国民皆保険を支える重要な基盤であり、持続可能な制度とするため、都道府県は、平成 29 年度以降の 3,400 億円の財政支援拡充を前提条件として、国民健康保険制度改革に合意し、平成 30 年度からの財政運営を引き受けることとしました。

今般、全国知事会社会保障常任委員会において、全ての都道府県知事を対象に、国民健康保険の財政支援について意見照会を行った結果、減額は受け入れられないとの意見が大多数を占めており、減額するような調整がされるようでは、平成 30 年度からの都道府県単位化は困難となります。

国民健康保険への財政支援の拡充は、国と地方の合意事項であり、平成 30 年度から、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることの前提条件であります。

また、これまで、国は、財政支援の拡充に必要な財源は、後期高齢者支援金の全面総報酬割導入に伴い確保されるもので、消費増税延期には影響されないと説明しておりました。

国においては、都道府県の意見及びこれまでの経緯を踏まえ、国と地方の合意を尊重し、国民健康保険制度改革の実現に支障を来すことがないように、財政支援拡充を確実に実行するよう要請いたします。併せて、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会政務レベル協議）等において、早急に協議を行うよう要請いたします。